

中井町のこれからの社会教育に資する生涯学習融合施設（仮称）

設計者選定プロポーザル実施要項（詳細）

実施の詳細

1. 委託業務の詳細

中井町のこれからの社会教育に資する生涯学習融合施設（仮称）基本・実施設計業務として、基本設計と実施設計を一括して委託します。設計には計画予定地内の外構設計、比奈窪 56 プランで想定するエリアのうち、農村環境改善センターの跡地、周辺駐車場の外構設計を含みます。基本設計は概略設計として 2025 年 4 月下旬には納品いただき、2025 年 5 月上旬から実施設計に進むことを想定しています。

また、本業務には測量業務の契約も含まれます。測量業務は、元請の事業者として適切に業務管理ができるかぎり、再委託していただいて構いません。再委託する場合、再委託先の選定は本プロポーザルの終了後で進めていただく形で構いません。

2. 当該施設の建設予定地

神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

中井町役場周辺

となります。中井町生涯学習施設建設基本計画（案）の図 2：計画予定地、図 3：比奈窪 56 プランのエリア図をご確認ください。

3. 設計業務の前提となる構想・計画等

本業務の前提となる構想・計画等は以下のとおりです。すべて中井町のサイトで公開していますので、ご確認ください。なお、中井町生涯学習施設建設基本構想（案）と中井町生涯学習施設建設基本計画（案）は本プロポーザルの公告開始時点ではパブリックコメントを実施中です。このため、あくまで案であることにご注意ください。

提案書の作成や本業務の遂行にあたっては、これらの上位・先行・関連計画の理解に努めてください。構想・計画等で謳われている理念や期待をどのように設計として表していくのかを期待しています。

- A) 中井町生涯学習施設建設基本構想（案）※パブリックコメント実施中
- B) 中井町生涯学習施設建設基本計画（案）※パブリックコメント実施中
- C) 第六次中井町総合計画（後期基本計画）
- D) 中井町教育大綱

- E) 第三次中井町生涯学習基本計画
- F) 中井町第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
- G) 中井町第二期子ども・子育て支援事業計画
- H) 第二次中井町子ども読書活動推進計画
- I) 中井町都市マスタープラン
- J) 中井町地域防災計画
- K) 中井町地域公共交通計画
- L) 中井町環境基本計画
- M) 中井町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

なお、中井町生涯学習施設建設基本計画(案)内の図4:配置検討図と図5:平面検討図はあくまで建築計画が成立することを検証することを目的に作成したものです。求める建築提案を示唆するものではありません。提案を作成するうえでは一切参考にしないようお願いします。

4. 設計・建設の与条件

敷地面積:約 4800 m²

建築面積:約 1500 m² (設計段階で最終的に確定します)

延床面積:約 3000 m² (設計段階で最終的に確定します)

想定階高:地上 2 階以上 (設計段階で最終的に確定します)

用途地域:市街化調整区域

工事種別:新築工事

防火地域:指定されていません

想定浸水深:0.5m~3.0m

農振農用地:含まれます

高度地区:指定されていません

日影規制:該当しません

容積率:100%

建ぺい率:50%

主要構造/階高:指定しません/2 階以上

想定工事費:23 億 5000 万円 (税込、申請手数料は別途)

想定工事費は 2024 年 11 月時点での見積等に基づくものです。今後、建設資材の高騰や労務費の上昇等による価格上昇を考慮していくこととなりますが、提案にあたっては工事公告時の価格上昇を意識した提案とすることに十分留意をお願いします。また什器、

図書、情報システム等は別途計上します。

設計期間:2025 年 4 月～2026 年 3 月(12 ヶ月)

施工期間:2026 年 4 月～2027 年 10 月(19 ヶ月)

利用開始:2027 年 12 月

5. 業務成果品

基本設計報告書:2025 年 4 月末までに提出、枚数等は未定

(ただし、関係機関との調整等により不測の事態が生じた場合には、この限りでないものとします。)

実施設計報告書:2025 年 10 月末までに提出、枚数等は未定

(本業務受託におけるすべての成果品(報告書)提出という意味ではありません。)

測量報告書:納期、枚数等は別途調整します

その他、双方で協議・合意のうえ、追加することがあります。

6. 選定方法

1 次審査:体制表(A4 で 1 枚:様式 1)、企画提案書(A3 で 1 枚:様式 2)の書類審査

2 次審査:体制表(A4 で 1 枚:様式 1)、技術提案書(A3 で 3 枚以内:様式 3)に基づく公開対話審査

2 次審査は 2025 年 2 月 15 日(土)午後中に井町農村環境改善センターにて公開で行う予定です。1 者あたり公開対話審査に臨めるのは 5 名までです(PC 操作者を含め)。2 次審査への進出者が現在想定している最大 4 者の場合、1 者あたりの公開対話時間は 30 分を予定しています。

2 次審査では各者のプレゼンテーション、個別質疑を行った後、進出者全員での討論を行います。なお、熟議・合議による審査ですので、1 次審査の結果は 2 次審査には引き継がれませんが、1 次審査で提出いただいた企画提案書は引き継ぎます。

なお、審査は選考委員による熟議を経て合議によって行います。必ず選考委員同士での十分な意見交換を経て、選考委員全員が責任をもって審査を行い、1 次審査では 2 次審査への進出者を、2 次審査では受託候補者と準受託候補者を選定します。

また 2 次審査の結果公表後、選考委員会からの講評(2 次審査の検討過程と審査・選定理由)、並びに町長からの謝辞を発表します。

7. 選定委員会並びにアドバイザー

選定委員会は選定委員会設置要領に基づき、以下の構成となります。

氏名	肩書
遠藤克彦	建築家、茨城大学教授※選考委員長

忽那裕樹	株式会社 E-DESIGN 代表取締役
佐藤真悠	中井町民、わいがやサロン参加者
鶴井淳	中井町副町長
岩本明人	中井町教育長

また選考委員会のアドバイザーとして以下の者が助言を行います。

岡本真(アカデミック・リソース・ガイド株式会社(arg) 代表取締役)

なお、本プロポーザルの実施に関する情報の獲得を期待して選考委員、アドバイザーに対して直接・間接に接触を図ったと認められる場合は選考委員会の判断で失格となりますので、十分にご注意ください。

8. 応募資格

(ア) 建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある単独の事務所であること(JV 不可)。また、一級建築士(常時 3 ヶ月以上の雇用関係にある者に限る)を技術者として配置できること。

(イ) 建築士として以下のいずれかの実績を有する者であること(様式 4 に記載してください)。

- ① 自身の名義にて確認申請(以下、計画通知を含む)を行い竣工させた延床面積 500 ㎡以上の誰もが自由に入出りできる公共的建築※の設計業務の受託実績を有する者であること(例: 公民館、図書館、美術館、博物館、駅等)。
※公共的建築に該当するか否かについて、質疑確認等を行わないので、自身の責任で判断してください。

② 以下の 2 項目の実績を満たす者であること。

- i. 自身の名義にて確認申請を行い竣工させた建物が 3 件以上あること(面積不問)。
- ii. 自身の名義にて確認申請を行い竣工させた複数の建物の総延床面積合計が 500 ㎡以上あること。

(ウ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないこと。

(エ) 本町による指名停止を受けた期間中でないこと。

(オ) 会社更生法に基づき更新手続き開始の申立てをしていないこと。

(カ) 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。

(キ) 中井町暴力団排除条例の排除措置の対象者に該当しないこと。

(ク) 一部業務を再委託する場合も、総合分野を再委託していないこと。

(ケ) 再委託先には、その分野において資格を有し実務経験のある者が所属していること。

(コ) 再委託先は上の要件のうち、(ウ)～(キ)のすべてを満たすこと。

(サ) 本プロポーザル終了後の事後アンケートにご協力いただけること。

なお、設計業務のうち、構造設計、設備設計の業務を再委託する場合は、2次審査への進出が決定した後から2次提案書の提出までに再委託先を決定し、提案書に記載してください(1次審査の段階で再委託先を決定する必要はありません)。再委託に際しての条件は上記のとおりです。

9. 現地見学会

現地見学会は開催しませんので、各自の責任で自由に見学してください。見学に際しては町民や利用者に十分にご配慮ください。

見学に際して中井町の担当者に本プロポーザルに関して個別の質問をすることはお控えください。ただし、見学に際しての一般的な質問はこの限りではありません。対応は担当者がその際に可能な限りとなることをご承知おきください。質問の程度は社会常識に照らして自律的にご判断ください。

10. プロポーザル提案に対する制限

提案1者につき、提案は1つとし、提案者が所属又は代表する企業からの重複参加は認められません。

選定委員及び選定委員自らが経営又は、役員、顧問を務める営利団体に所属する者は応募できません。

選定委員が大学や研究機関に所属する場合においては、その選定委員が主宰しているゼミ、または研究室に現に所属する者(常勤の秘書、助手、助教、研究員も含む)は応募できません。

11. 質問と回答のコミュニケーション

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書(様式5)に記入し事務局にメールで提出してください。回答はできる限り迅速に順次ウェブサイトで公開します。質問に速やかに対処するため、後日回答を変更することもありえます。回答の変更にあたっては提案者の利益を損なわないよう最善を努めますので、ご容赦ください。

受付期間であれば、回答を受けて再度質問書を提出いただくことも歓迎です。できる限り、曖昧な点を減らして提案書の作成に臨んでください。

(ア) 1次審査の質問受付期間:2024年12月3日(火)~16日(月)17時まで

(イ) 2次審査の質問受付期間:2025年1月6日(月)~17日(金)17時まで

(ウ) 提出宛先:shougai@town.nakai.kanagawa.jp

なお、農村環境改善センターの利用状況、農村環境改善センター図書室蔵書冊数、郷土

資料館民俗資料収集数等のデータは、必ず「中井町統計書」で確認してください。これに限らず、生涯学習施設の設計者を選定するプロポーザルであることを十分に踏まえ、ご自身で調べられることはご自身で調べていただくことが好ましいと考えています。

12. 提案にあたっての費用等

本プロポーザルに参加するにあたっての一切の費用は、提案者でご負担いただくようお願いいたします。ただし、2次審査への進出者（受託候補者を除く）には、提案への謝金10万円（税込）を支払います。

13. アドバイザー等の持続的関与

本プロポーザルの選考委員長である遠藤克彦が代表を務める株式会社遠藤克彦建築研究所、並びに支援事業者であるアカデミック・リソース・ガイド株式会社は設計業務の開始後も持続的に本事業に関与します。

株式会社遠藤克彦建築研究所は、設計監理業務に監修的な立場から助言（主に工法等の技術的手段の選択の現実性、工期や想定工事費の遵守、地方公共団体との関係構築）を行います。アカデミック・リソース・ガイド株式会社は、本施設の運営計画等の策定支援の立場で随伴することになります。こうした関与においては、設計者の自由を最大限に尊重します。

14. 提案書の作成・提出

1次提案、2次提案は提案書（様式1、様式2、様式3）に記入し提出してください。提出後の差し替えはできませんので、ご注意ください。

（ア）提案内容：

- ① 1次：以下の3点について、企画提案をまとめてください。
 - i. 比奈窪56プランを踏まえた望ましい土地利用計画（公共施設の再編を含む）はどういうものでしょうか
 - ii. 2030年代を見据えた、遠くない未来の公共建築の姿はどういうものだと考えますか
 - iii. i.とii.を実現するために中井町にどのように寄り添うことができますか
- ② 2次：1次提案で企画提案した内容を深く掘り下げて、以下の3点について、技術提案をまとめてください。ただし、2次の提案内容は1次の結果通知時に追加される場合があります。
 - i. 比奈窪56プランを踏まえた望ましい土地利用計画（公共施設の再編を含む）を建築設計としてどのように実現しますか
 - ii. 2030年代を見据えた、遠くない未来の公共建築の姿を建築設計としてど

のように実現しますか

iii. i.とii.を実現するために中井町にどのように寄り添うことができますか

(イ) 提出期限:

1 次:2024 年 12 月 24 日(火)17 時必着

2 次:2025 年 2 月 7 日(金)17 時必着

(ウ) 提出宛先:

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56

中井町教育委員会 中井町のこれからの社会教育に資する生涯学習融合施設(仮称)設計者選定プロポーザル担当

(エ) 提出方法:郵送(「プロポーザル提案書類在中」と朱書してください。配達時間帯指定郵便、配達証明の利用を推奨します。2 次提案書は別途メールでの提出をお願いします。詳細は 1 次審査の結果を通知する際にお知らせします)

(オ) 提出部数:2 部

企画提案書、技術提案書での表現は視覚的表現を含め、「自由」とします。ただし、建築設計を専門としない選定委員や公開で行う 2 次審査に出席する町民のだれもが理解しやすい表現を大事にしてください。また許容される表現に該当するか否かについて、質疑確認等を行わないので、自身の責任で判断してください。

なお、2 次審査にあたっては提案書以外の資料等を用いること(模型の持参等)はできません。プレゼンテーションの際に提案書を改変しない範囲でスライドを作成することは可能です。

15. 提案にあたっての留意事項

提出された提案書、資料は返却しません。

提案書の著作権は提案者等に帰属しますが、展示、複製の作成、ウェブサイトへの掲載、記録作成等、プロポーザルに関する事務においては、主催者、事務局、支援事業者が使用できるものとします。また、提案書に含まれる第三者の著作物の使用に関しては、応募者が第三者の承諾をあらかじめ得ておくものとします。

提案書の取組体制は、原則的に変更できません。また提案書の内容については、尊重しますが、拘束はされません。

16. 業務にあたっての留意事項

本業務の履行期間中に以下の業務を別途発注する予定です。設計の与条件に大きく関わる事項ですので、これらの業務への協力をお願いします。

A) 造成工事(かさ上げ等)

B) 造成に伴う郷土資料館西側水路の暗渠化工事

C) 郷土資料館解体工事等

以上